

1. 件名：三菱原子燃料（株）加工施設の使用前検査についての面談

2. 日時：令和3年3月30日 10時00分～10時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、清水検査技術専門職
三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部 部長 他7名

5. 要旨

○ 三菱原子燃料（株）から、成形施設加工棟成型工場の使用前検査実施要領書（その2-4）の【壁増打ち補強】及び【垂壁増打ち補強】の判定基準の変更について、資料に基づき以下の説明があった。

- ・アンカーとアンカー（シアコネクター）の間隔について管理値として許容範囲を当初は区別せずに鉄筋径の±約5倍と設定していた。
- ・一般的にアンカー（シアコネクター）は耐震強度に影響を及ぼすものではなく、必要本数以上であることを確認すれば良い。間隔の許容範囲を設定する必要はないと判断し、アンカー（シアコネクター）の間隔が狭くなることは安全側に作用することから、管理値を500mm+70mm以下とすることとした。
- ・【壁増打ち補強】におけるアンカーの配置間隔に関する管理値について、現行では500mm±70mm(D13)又は200mm±110mm(D22)としていたが、アンカーをアンカー(D22)とアンカー（シアコネクター）(D13)に区別し、アンカー（シアコネクター）の管理値を500mm+70mm以下に変更する。
- ・【垂壁増打ち補強】におけるアンカーの配置間隔に関する管理値についても現行では180mm±70mm又は500mm±70mmとしていたが、壁増打ち補強と同様に区別し、アンカー（シアコネクター）の管理値を500mm+70mm以下に変更する。

○ 原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

鉄筋アンカーの配置間隔に係る判定基準の変更について承知した。本変更を踏まえ、今後、当庁の使用前検査実施要領書（その2-4）を改訂する。

6. その他

資料：加工棟成型工場アンカー（シアコネクター）の判定基準の変更について

以上